個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地家屋台帳検索システム	
行政機関等の名称	高浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市政策部　上下水道グループ　（下水）	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道の設置時に、取付管を適切な位置へ設置のため	
記録項目	土地所有者・家屋所有者の ・氏名 ・住所 ・所有地、所有家屋の所在地番	
記録範囲	土地・家屋所有者	
記録情報の収集方法	税務グループ所管の土地・家屋所有者情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	（名　称）高浜市役所	
	（所在地）愛知県高浜市青木町四丁目１番地２	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無 □有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	取付管設置申込書綴	
行政機関等の名称	高浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市政策部　上下水道グループ　（下水）	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道の設置時及び、新築時の取付管の埋設位置を把握するため	
記録項目	土地所有者・家屋所有者の ・氏名 ・住所 ・所有地、所有家屋の所在地番	
記録範囲	土地・家屋所有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	（名　称）高浜市役所	
	（所在地）愛知県高浜市青木町四丁目１番地２	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	■法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無 □有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	受益者負担金徴収管理システム	
行政機関等の名称	高浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市政策部　上下水道グループ　（下水）	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道整備に際し、受益者より相応の負担金を徴収するため	
記録項目	・氏名 ・フリガナ ・住所 ・受益地所在地番、地目、地積 ・銀行名 ・支店名 ・預金種目 ・口座名義 ・口座番号 ・負担金額 ・納付状況 ・納付年月日	
記録範囲	受益者	
記録情報の収集方法	本人、税務グループ所管の土地所有者情報	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	（名　称）高浜市役所	
	（所在地）愛知県高浜市青木町四丁目１番地２	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無 □有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	接続者名簿一覧	
行政機関等の名称	高浜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市政策部　上下水道グループ　（下水）	
個人情報ファイルの利用目的	下水道接続者の把握のため	
記録項目	・申請者氏名 ・排水設備施設所在地 ・排水設備等確認申請年月日 ・接続完了検査日 ・工事店名	
記録範囲	排水設備申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	（名　称）高浜市役所	
	（所在地）愛知県高浜市青木町四丁目１番地２	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無 □有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	給水装置工事設計書綴	
行政機関等の名称	高浜市水道事業	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市政策部　上下水道グループ　（上水）	
個人情報ファイルの利用目的	水道の給水装置設置時に伴い、水道管の埋設状況を把握するため	
記録項目	給水装置所有者の ・氏名 ・住所 ・所有地、所有家屋の所在地番 ・屋内の水道管詳細図	
記録範囲	給水装置所有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	（名　称）高浜市水道事業	
	（所在地）愛知県高浜市青木町四丁目１番地２	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無 □有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	上下水道料金システム	
行政機関等の名称	高浜市水道事業	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市政策部　上下水道グループ　（上水）	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道使用者等情報の管理及び水道料金等の徴収	
記録項目	・使用者氏名 ・使用者フリガナ ・給水先 ・水栓番号 ・電話番号 ・所有者氏名 ・所有者住所 ・銀行名 ・支店名 ・預金種目 ・口座名義 ・口座番号 ・水道料金 ・下水道料金 ・指針 ・水量 ・収納状況 ・収納日 ・検針順路 ・メータ番号 ・メータ口径 ・上水用途 ・下水用途 ・上水新設日 ・使用開始日 ・転居精算日 ・料金用途 ・加入戸数 ・専共 ・検針開始年月 ・メータ取付日 ・検満年月 ・下水世帯人数 ・下水供用開始日 ・下水使用開始日 ・下水転居清算日 ・下水調定開始年月 ・下水開始時指針	
記録範囲	上下水道使用者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	（名　称）高浜市水道事業	
	（所在地）愛知県高浜市青木町四丁目１番地２	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する個人情報ファイルの有無 □有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		